

住民監査請求に係る監査結果

(荒川区議会維新・あたらしい党の政務活動費(夏目議員調査委託))

令和2年11月

荒川区監査委員

第1 請求

本件請求に係る請求人、請求があった日及び内容は、以下のとおりである。

1 請求人

住所 荒川区
氏名 E 氏

2 請求があった日

令和2年9月14日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、おおむね次のとおりである。

(1) 主張事実の要旨

- ア NHKから国民を守る党から立候補した夏目亜季議員は、業務委託契約書を結び60万円の政務活動費を支出しているが、委託内容がすべて不明である。特に、就業場所議員控室になっているが、日時、何をやって誰と会っていたのか記されていない。
- イ 公金支出を行っているので、日時や何をやって、誰と会ったか等、明らかにするべきである。これは、調査旅費項目に該当するので議員が行う活動に必要な調査内容を記していないのは違法不当である。

(2) 措置要求

本件、政務活動費公金支出の全額を区に返還することを区長は維新・あたらしい党夏目亜季区議会議員に求めるよう、監査委員は区長に勧告すること。

4 請求書の補正

令和2年10月5日請求書の一部補正があった。

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和2年10月8日付でこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が主張事実のとおり示した事項のうち、区議会会派維新・あたらしい党夏目亜季議員の令和元年度政務活動費に係る600,000円の政務活動補助費支出の違法・不当の有無を対象とした。

2 監査対象部局

区議会事務局及び総務企画課を監査対象とした。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年10月29日、陳述の機会を設けた。

なお、請求人から新たな証拠として、請求内容を整理した書面の提出があった。

陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) サンライクと夏目議員の委託内容がどうなのか疑問をもっている。
- (2) 議員控室で、いつ、誰と何をやっているのか、きちんと報告すべきである。
- (3) ユーチューブなどにホームページがあって、そちらに誘導される恐れがある。そういうことも政務活動としてやっているのか疑問である。
- (4) 当該委託が、荒川区議会の事となればいいのだが、自分のグッズ販売などにつながっていないか疑問である。

4 関係職員等の調査

法第199条第8項の規定により、令和2年10月29日区議会事務局長及び総務企画課長に対し、事情聴取を行った。区議会事務局長及び総務企画課長の発言の主な内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 政務活動費は、荒川区議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年荒川区条例第1号。以下「条例」という。)に基づき支出をしている。
- (2) 条例第1条では、「この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、区議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、区議

会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」という趣旨が記載されている。

- (3) 条例第9条では、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、「政務活動費は、会派又は会派に所属する議員が行う調査研究、情報収集、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他区民福祉の向上を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」と規定されている。
- (4) 本事案は、区議会事務局としては、条例第9条関係の経費を記載した別表中の「調査旅費」であるという認識を持っている。
- (5) 調査旅費に関する留意事項で委託に関することも政務活動費運用の手引に記載されている。
本事案では、政務活動費実績報告書に領収書と業務委託契約書が添付されており、最低限のものについての報告はあったと認識している。
- (6) 包括的な調査研究委託が可能かどうかについては、ある程度包括的な業務委託も適法であろうというのが裁判例でもある。政務活動費運用の手引では調査概要が分かる資料か領収書の添付用紙上に調査概要の補記となっているが、若干足りない感もある。
一方で、報告書の成果物自体を求めるかは、各会派が行う調査内容について、そこまで求めて、それを情報公開の対象にするのは如何なものかという考え方もある。調査の項目ぐらいで、調査の実態があったと考えざるを得ないと思っている。
- (7) 監査をするうえで確認したいという監査委員の意向を踏まえ、当該議員に後日任意で提出してもらった本事案に係る委託報告書を本日持参したので確認を願いたい。

第4 監査の結果と判断

1 監査の結果

本件請求については、合議により、次のように決定した。

請求人の主張については、理由がないものと認めこれを棄却する。

2 事実関係の確認

(1) 政務活動費の交付根拠について

荒川区の政務活動費については、平成13年3月15日に荒川区議会政務調査費の交付に関する条例が制定され、同年4月1日に施行された。この条例は、その後法の一部改正により、平成25年3月1日に荒川区議会政務活動費の交付に関する条例と名称を改正している。

また、平成13年3月26日に荒川区議会政務調査費の交付に関する条例施行規則も制定され、同年4月1日に施行された。この施行規則も平成25年3月1日に荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則と名称を改正している。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、区議会における会派に対し交付されている。

したがって、公益目的のために区以外のものに対して行う給付で、反対給付を要しないものであり、法232条の2に定められた補助金と同種の法的性格を有している。

荒川区の補助金は、通常、荒川区補助金等交付規則(昭和62年4月1日荒川区規則第27号。以下「補助金規則」という。)により交付されるが、政務活動費については、補助金規則第4条の規定により、条例及び区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年荒川区規則第3号。以下「条例施行規則」という。)の定めるところに拠っている。さらに、議会議長訓令として荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成19年議会議長訓令甲第2号。以下「条例施行規則」という。)を置いている。

なお、条例及び条例施行規則の他、荒川区議会では、事務処理の運用を補完するために、内規資料として政務活動費運用の手引を定めている。

(2) 政務活動費の交付方法について

政務活動費については、条例及び条例施行規則により、次のとおり交付方法が定められている。

ア 交付対象

政務活動費は、区議会の会派に対して交付する。

イ 交付額及び交付方法

政務活動費は、各月1日における会派の所属議員数に月額8万円を乗じて得た額を半年ごとに交付する。

- ウ 会派の届出
議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者、政務活動費に係る経理責任者1人を定め、会派結成届を議長に提出しなければならない。
- エ 会派の通知
議長は、会派結成届のあった会派について、毎年度当初速やかに、区長に通知しなければならない。
- オ 政務活動費の交付決定
区長は、会派結成の通知に基づき、政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。
- カ 政務活動費の請求及び交付
会派の代表者は、通知を受けた後、毎半期の最初の月の当初早急に、当該半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。
区長は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。
- キ 収支報告書等の提出
政務活動費の交付を受けた会派の経理担当者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費により行った活動内容を記載した報告書及び領収書その他の証拠書類の原本を添付して、議長に提出しなければならない。
- ク 収支報告書等の送付
荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規定によれば、議長は、収支報告書、実績報告書及び領収書等の提出があったときは、これらの写しを区長に送付するものとする。

(3) 政務活動費を充てることができる経費の範囲

交付を受けた政務活動費を充てることができる経費の範囲については、条例第9条第2項により、別表で次のとおり定められている。

別表(第9条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費(会場費、講師謝礼金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等をいう。)
会議費	会派又は会派に所属する議員が行う各種会議に要す

	る経費（会場費、機材借上費、資料印刷費等をいう。）
調査旅費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等をいう。）
通信運搬費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な通信・運搬に要する経費（電話料、インターネット接続料、ファクシミリ通信料、郵便料、運搬費等をいい、自宅の電話の電話料を除く。）
資料作成費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳費、パソコン及び関連機器その他の事務機器の購入、リース料等をいう。）
資料購入費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派又は会派に所属する議員が行う活動及び区の政策について、住民に報告し、又は周知するために要する経費（広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等をいう。）
広聴費	会派又は会派に所属する議員が住民からの区政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費（会場費、印刷製本費等をいう。）

(4) 本件請求対象となる令和元年度維新・あたらしい党に対する政務活動費の交付に係る一連の手続きについて

令和元年5月1日維新・あたらしい党から改選に伴い議長不在のため、議会事務局長に会派結成届が提出された。

令和元年5月1日議会事務局長から区長に維新・あたらしい党が結成された旨の通知がされた。

令和元年5月1日区長から維新・あたらしい党代表者に政務活動費の交付決定が通知された。

令和元年5月1日維新・あたらしい党代表者から区長に政務活動費の請求があった。

令和元年5月14日維新・あたらしい党の所属議員が1名増となり、改選に伴い議長不在のため、議会事務局長に会派異動届が提出された。

令和元年5月14日区長から維新・あたらしい党代表者に会派異動に伴う政務活動費の交付決定が通知された。

令和元年5月20日区長から維新・あたらしい党に会派異動届が提

出される以前の政務活動費の交付があった。交付額は、800,000円であった。

令和元年6月11日区長から維新・あたらしい党に会派異動に伴う政務活動費の交付があった。交付額は、320,000円であった。

令和元年10月11日区長から維新・あたらしい党に政務活動費の交付があった。交付額は、1,440,000円であった。

令和2年4月27日維新・あたらしい党から議長に政務活動費に係る収支報告書等の届出があった。支出合計額は、2,551,351円であった。

令和2年5月27日議長から区長に政務活動費収支報告書等の写しの送付があった。

令和2年5月28日維新・あたらしい党から区長に対し政務活動費の収支差額8,649円の返還があった。

3 監査対象部局の説明

(1) 政務活動費実績報告書について

本事案では、政務活動費実績報告書に領収書と業務委託契約書が添付されており、最低限の報告はあったと理解している。

(2) 委託の内容について

包括的な調査研究委託が可能かどうかについては、ある程度包括的な業務委託も適法であろうというのが裁判例でもある。政務活動費運用の手引では調査概要が分かる資料か領収書の添付用紙上に調査概要の補記となっているが、若干足りない感もある。

一方で、報告書の成果物自体を求めるかは、各会派が行う調査内容について、そこまで求めて、それを情報公開の対象にするのは如何なものかという考え方もある。調査の項目ぐらいで、調査の実態があったと考えざるを得ないと思っている。

4 判断及び理由

まず、政務活動費には、地方議会の活性化と議員の調査活動の基盤を強化する等の趣旨を基調として、平成24年の法改正の際に一部経費の使途が拡大され、政務活動費とされたという背景がある。

次に本件請求に関連した令和元年度区議会会派維新・あたらしい党に対する政務活動費については、交付申請から収支報告書等の提出までの一連の手続は、適正に行われていると認められる。

請求人は、夏目亜季区議は、政務活動補として600,000円支出しているが、委託内容が不明のため、政務活動費の支出は違法不当である、という趣旨の主張をしている。

確かに、政務活動費実績報告書に添付されている領収書及び業務委託契約書では、詳細な委託の内容は記載されていないものの、一定の契約内容を把握することは可能であり、詳細な委託業務内容が不足することを根拠に当該政務活動費の支出が違法不当であると認めることはできない。

今回、当該監査を実施するにあたり当該事案の業務委託契約書及び業務委託報告書（概要）を確認したが、夏目議員が荒川区議会議員として政務活動を行う上で、参考となる情報を得ていたものと解される。また、請求人が陳述の際に疑念を持っていた夏目議員の議員外の活動と当該委託契約の繋がりについては、請求人の疑念を認める根拠は見当たらなかった。

こうしたことから本事案に対する公金の支出が違法不当なものであったとする請求人の主張は認められない。

したがって、請求人が主張する令和元年度区議会会派維新・新しい党夏目議員が政務活動補助として、業務委託を行った600,000円に対する政務活動費の支出は違法不当であるという事実は認められない。

以上から、請求人の主張には理由がないものと認める。

5 監査委員意見

上述したように政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の法改正により政務調査費として制度化され、その後、平成24年の法改正の際に一部経費の使途が拡大され、政務活動費とされたという背景がある。つまり、地方議会の活性化と議員の調査活動の基盤強化が担保されているものと考えられる。

一方で、政務活動費の原資となるのは区民が納める税金であり、区議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会事務局にあっては、議長に提出される書類を議長に代わって確認する場合などは、慎重、丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

また、政務活動費の事務処理の拠り所となる政務活動費運用の手引については令和2年2月に改訂されているが、規定されていない箇所も多いことなど、現状のさまざまな事例に対応できているものとは言えない。

例えば、本事案にあるような委託経費については、具体的な委託契約の内容が確認できる契約書や詳細な委託結果が把握できる報告書類の提出を明

文化するなど、区民が区の政務活動に資する契約であると理解できるきめ細やかな手引に改正を図るよう検討されたい。